

4014 日タイ経済連携協定に係る輸入貨物の関税撤廃

我が国は日タイ経済連携協定で規定する原産地規則をみたく締約相手国の物品に関し、協定附属書一のスケジュールに従って関税撤廃もしくは関税引き下げ（譲許）を行います。なお、日本側における即時関税撤廃、段階的関税撤廃・引き下げ、関税割当等の譲許の区分については、附属書一第一部の「一般的注釈」で規定しています（参考1）。また、日本側における再協議、関税割当については、附属書一第二部の「日本国の表についての注釈」で規定されています（参考2）。

（参考1：一般的注釈）

第4欄	内容	備考
A	協定の発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目（例：マンゴー、マンゴスチン、えび・えび調製品等）
Bn	協定の発効日から「n+1」回の毎年均等な関税の引き下げ。基準税率から「n+1」回目撤廃	段階的関税引き下げ撤廃品目 n=3, 5, 7, 10, 15 （例：まぐろ缶詰等） 初回：協定発効日 次回以降：4月1日
P	協定の発効日から関税引き下げ	段階的関税引き下げ品目 （例：鶏肉、鶏肉調製品等） 初回：協定発効日 次回以降：4月1日
Q	関税割当を設定	関税割当品目 （例：バナナ、パイナップル（900g未満）、糖みつ、でん粉誘導体等）
R	協定の発効後、一定期間を経て関税撤廃等を交渉	再協議品目 （例：砂糖、合板等）
X	関税撤廃等の譲許なし	除外品目（例：米麦、米麦調製品、水産IQ品等）

（参考2：日本国の表についての注釈）

表5欄	内容
1	再交渉の時期（協定発効後5年目）：豚肉等
2	（生鮮バナナ）関税割当の条件（割当数量：1年目4,000トン→5年目から8,000トン、枠内税率：無税）
3	（生鮮パイナップル（900g未満のもの））関税割当の条件（割当数量：1年目100トン→5年目300トン、枠内税率：無税）
4	再交渉の時期（協定発効後5年目又は両締約国が合意するいずれか早い年）：甘じゃ糖等

5	(豚肉調製品) 関税割当の条件 (割当数量 : 毎年 1,200 トン、枠内税率 : 16%)
6	(糖みつ) 関税割当の条件 (割当数量 : 3 年目 4,000 トン、4 年目以降 5,000 トン、枠内税率 : 7.65 円/Kg)
7	(エステル化でん粉その他でん粉誘導体) 関税割当の条件 (割当数量 : 毎年 20 万トン、枠内税率 : 無税)

日・タイの関税譲許に関する条文

- ・ 日本の表 (協定附属書一第一部及び第二部) (和文)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/pdfs/fuzoku01.pdf
- ・ 日本及びタイの表 (協定附属書一第一部及び第二部) (英文)
<http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/thailand/epa0704/annex1.pdf>